

## 「部落解放月間」が始まります

7月10日から8月9日までは部落解放月間です。

部落解放月間は「同和对策事業特別措置法」が施行された昭和44年7月10日を記念して昭和48年に制定されました。

「同和对策事業特別措置法」の成立によって、国と地方公共団体は、同和对策事業を迅速かつ計画的に行うこと、そして、それらに対応する予算措置を講ずることが義務付けられました。これは、同和对策行政史上、画期的な出来事でした。

鳥取県では、この7月10日を記念し、県民みんなで部落差別をなくしていく意識を高めようという目的で、昭和45年に部落解放週間が設けられ、昭和48年からは部落解放月間へと発展したものです。

現在も差別事象が後を絶たず、平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことはご承知のとおりです。

大山町でも、これまで差別落書き

や差別発言、差別ハガキなどの差別事象が発生しています。また、インターネット上での書き込みや地図上に同和地区を示すなど、部落差別を助長する事象も数多く発生しています。

今年も大山町では、この部落解放月間に合わせて啓発活動に取り組みます。みんなで部落差別をはじめとするすべての差別をなくしていくために、ぜひご参加ください。

## ☆7月は『社会を明るくする運動』の強調月間です

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で68回目を迎えます。

### 【重点事項】

「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」

「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」

### ■本町の啓発活動■

街頭啓発 7月2日(月)

中山中学校玄関前(7時30分)

名和中学校玄関前(7時30分)

JR大山口駅前(7時10分)

### 「社会を明るくする運動」

### 西伯郡研究大会

とき…7月11日(水) 13時30分～

場所…大山農業環境改善センター

### 【行動目標】

①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう

②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

③これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう

## 第2回 みんなの人権セミナー

### 「部落差別解消推進法」をどう私たちは活かすか

◆日時 7月20日(金) 19時30分～

◆会場 役場大山支所

◆講師 北川真児さん  
 (部落解放同盟兵庫県連合会事務局長)

### ◆その他

①小学校入学までを対象に託児を行います。希望される場合は、開催日の4日前までにお子さんのお名前・年齢を添えて、人権推進室に申し込んでください。

②手話通訳・その他配慮を希望される場合は、開催日の14日前までに人権推進室に申し込んでください。

### ◆問い合わせ先

人権推進室(人権交流センター内)

☎0859-54-2286

FAX0859-54-2413